2023 年度 労働基準監督官Ａ本試験（専門試験［多肢選択式］）　講評　その①

No.	科目	出題内容	正解	正答率※
1	労働法	労働基準法	2	A
2		労働時間・休憩・休日	3	A
3		労働契約	5	A
4		労働組合法	3	A
5		労働安全衛生法	4	A
6		労働者災害補償保険法	4	C
7		女性活躍推進法	2	A
8	労働事情	我が国の就業状況	4	B
9		我が国の雇用失業状況	5	B
10		我が国の労働時間等状況	3	C
11		我が国の賃金状況	1	C
12		我が国の労働組合と労使状況	5	B
13	憲法	財産権	2	A
14		国務請求権・参政権	2	B
15		内閣	4	B
16		財政	2	A
17	行政法	行政裁量	3	B
18		不利益処分	5	A
19		取消訴訟の判決	1	B
20		損失補償	2	A
21	民法	物	3	B
22		所有権	2	B
23		保証	4	B
24		売買契約	5	A
25		遺留分	5	C
26	刑法	実質的違法性	3	A
27		横領罪・背任罪	1	A
28		犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪	1	C
29	経済学・経済事情	需要の価格弾力性	5	B
30		最適労働供給	4	C
31		費用曲線	3	B
32		価格規制	2	C
33		国内総生産	4	A
34		デフレギャップ	2	B
35		ＩＳ－ＬＭ分析	3	A
36		ＡＤ－ＡＳ分析	1	A
37		為替レートと貿易収支	4	C
38		我が国の経済や財政	2	A
39		我が国の経済の状況	4	A
40		各国の実質 GDP 成長率と消費者物価上昇率	3	B
41		米国と中国の経済状況	1	B

講評

【労働法】　労働基準法を中心に、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法から１問ずつの出題があり、出題内容の大きな変化はなかった。また、労働組合法から３年ぶりの出題があった。いずれの問題についても難しいところはないが、№6 の労働者災害補償保険法からの出題の正答率が低いのは、労働基準監督官を専願または第１志望にしている人よりも、併願先として監督官を選んだ人が多かったことが背景にあるのであろう。労災として認められるには、業務起因性と業務遂行性の２つを満たすことが必要であり、業務上の疾病については、単に条件関係があることをもって直ちに業務と疾病の間に因果関係を認めるのではなく、業務と疾病との間に相当因果関係があると認められる場合にはじめて業務上疾病として取り扱われる。

【労働事情】　出題数，各問題のテーマ構成等は例年通りとなった。しかし、５択の出題形式からＡ～Ｄの記述組み合わせ問題が出題されたことで、これまでとは傾向が変化したといえる。なお、各問題とも総務省統計局，厚生労働省などが公表している白書や統計データを押さえておくことが必要なのはこれまで通りである。№8 の我が国の就業に関する問題では，「労働経済白書」「厚生労働白書」「男女共同参画白書」からの出題があった。少し細かいところを問う問題があったことから少し難しかったと思われる。№9 の雇用失業情勢では，総務省統計局「労働力調査」から５肢が出題されたものの、定番論点もあったことから解き易かったと思われる。№10 の労働時間に関する問題は，「令和４年就労条件総合調査」からの出題が４記述中３記述となった。「令和４年就労条件総合調査」に目を通していなかった者はときにくかったと思われる。№11 の賃金に関する問題は，昨年に引き続き「賃金構造基本統計調査」からの出題となった。細かい部分を問う肢が多く苦戦が予想される問題だったといえる。№12 の労働組合・労使関係は，昨年までとは異なり、制度的な肢が２つ出題された。「令和３年労働組合基礎調査」からの出題が３肢あり，事前にテキストなどで確認していた者は解きやすかったと思われるが、今年は少し傾向が変化したといえる。

【憲法】　**憲法**：例年どおり、人権２問、統治２問という構成であった。全体として平易な印象を受けるが、判例の正確な知識が求められた№14 で差がついたものと思われる。すなわち、投票の秘密（記述イ）において、公職選挙法の詐偽投票罪の捜査のため投票済み投票用紙の差押えがされた場合でも投票した選挙人の投票の秘密にかかる法的利益の侵害がないとされた判例（最判平9.3.28）をどこまでおさえていたかが決め手となる。また、内閣（№15）では、明治憲法下における国務大臣の天皇に対する責任の仕方を聞いており、この判断に迷った受験生もいたものと思われる。

行政法：行政作用法２問、行政救済法２問という構成であった。なお、２年連続して国家賠償法からの出題はなかった。全体として条文と有名判例の知識を聞いている。すなわち、行政裁量（№17）では、エホバの証人剣道実技拒否事件、教科書検定事件、余目町個室付浴場事件等の判例が、行政手続法（№18）では、不利益処分手続の関する条文知識が、取消訴訟（№19）では、形成力、第三者効、拘束力といった取消判決の効力が、損失補償（№20）では、福原輪中堤事件、河川附近地制限令事件、都有行政財産使用許可取消事件といった補償請求の可否に関する判例を聞いている。
憲法、行政法とも、例年どおりの難易度であり、十分に練習してきた受験生は確かな手応えをつかんだものと思われる。

【民法】　**民法**：各分野の出題数は、総則、物権、債権総論、債権各論、親族・相続各１問だった。また、出題形式は、単純正誤問題が１問、組合せ問題が４問であり、昨年度から、前者が１問減り、後者が１問増えた。例年に比べて昨年度の正解率が高かったので、その講評で「来年度は難易度が高くなることも考えられる」と述べたが、そのとおりになった。特に正解率が低かった問題のうち、№23 では、主たる債務者が債権者に対して取消権等を有する場合に保証人には履行拒絶権のみが認められること（457 条３項）、№25 では、子の代襲相続人にも遺留分があることと、遺留分の放棄は相続開始前でも可能であること（1049 条１項）などの知識が正答のポイントとなる。来年度の難易度の予想は難しいが、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。

【刑法】　各分野の出題数は、総論１問、各論２問であった。№26 は、違法性阻却事由に関する判例の知識を聞いている。№27 は、不法領得の意思の中身、横領後の横領、背任罪における全体財産の減少を経済的見地から評価した判例を聞いている。№28 は比較的難しい。しかし、犯人蔵匿罪にいう「罪を犯した者」とは、犯罪の嫌疑によって捜査中の者も含まれるとした判例（肢１）と、証拠隠滅罪にいう「他人の刑事事件に関する証拠」には、参考人などの人的証拠も含まれるとした判例（肢４）のいずれかの知識があれば正解できる。この問題を正解できたかが鍵となる。

【経済学】　№29 は需要の価格弾力性を求める計算問題である。典型的な基本レベルの問題であり、ほとんどの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№30 は最適消費理論を使った最適労働供給の計算問題で、オーソドックスな解き方で対応できるので解きやすい問題と思われる。№31 は費用曲線のグラフに関する問題である。逆Ｓ字型の総費用曲線から限界費用、平均費用、平均可変費用の導出のプロセスが理解できていれば解答できる基本レベルの問題である。№32 は完全競争市場において価格規制を設けた場合の余剰分析で、比較的解きやすい問題だと思われる。№33 は国内総生産（ＧＤＰ）の計算に含まれる項目を選択する問題で、過去問題集に類題があることから、過去問演習を行っていた者は解きやすかったと思われる。№34 は 45 度線分析を基礎としてデフレギャップを計算するもので、過去問題集にも類題が掲載されている。過去問演習をしていた者は解きやすい問題であった。№35 はＩＳ－ＬＭ分析に関する計算問題である、政府支出を増加させたときの国民所得の変化を問う典型的な出題パターンの問題であり、ほとんどの受験生にとって解答し易かったと考えられる。№36 はＡＤ－ＡＳ分析に関する知識を問う問題である。近年あまり見慣れない形式での出題ではあったが、総需要曲線、総供給曲線のシフトに関する基本的な論点であり、難易度は低かった。№37 は為替レートと貿易収支に関する計算問題である。計算自体は単純ではあるが、為替レートの変化の表現について理解できていないため、誤った回答をした受験生が多く見られた。№38 は我が国の経済・財政状況を問う問題で、いわゆる経済事情に類する問題である。税制改正大綱の内容を問う肢が難しかったかもしれないが、その他の肢は典型論点で解きやすいと思われる。№39 は我が国の経済の状況に関する問題である。令和４年版　経済財政白書からの出題であり、準備してきた受験生にとっては解答し易かったと考えられる。№40 は各国の実質ＧＤＰ成長率と消費者物価上昇率に関する問題で、ドイツ、ロシア、インド、ブラジルについて最近の経済状況に関する知識が問われたが、最近の世界経済に関して大まかなイメージがつかめていればある程度、選択肢は絞り込めるため、標準的な難易度であった。№41 は米国と中国の経済状況を問うもので、細かい数値に関する肢があったことから少し難しかったと思われる。

※　正答率（Ａ：60%以上，Ｂ：40%以上 60%未満，Ｃ：40%未満）は，ＬＥＣ公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（6/9 時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は，ＬＥＣ公務員 Web サイトの専用ページ（https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/）にてご案内しています。

LEC東京リーガルマインド　公務員試験対策　複写・頒布を禁じます

2022 年度 労働基準監督官Ａ本試験（専門試験［多肢選択式］）　講評　その②

No.	科目	出題内容	正解	正答率※	講評
42	労働経済・社会保障	最低賃金制度の理論的効果	5	C	**【労働経済・社会保障】**　No.42 は計算問題ではないものの、労働市場の買い手独占の特徴などを問うものでやや難度が高い問題と思われる。No.43 はコブ＝ダグラス型生産関数から平均労働生産性を求める問題であり、類題も過去問題集に掲載されているものの、実質賃金率との関係を問われていることから比較的難しい問題であったと思われる。No.44 は我が国の労働経済状況を問う問題であるが、「令和４年版　労働経済白書」を基礎にしており、比較的解きやすかったと思われる。No.45 は我が国の社会保障について問う問題であった。細かい点までの知識が必要であるが、正解肢が比較的判断しやすいものと思われる。No.46 は我が国の少子高齢化の状況に関する問題で、定番論点も多かったことから判断しやすかったと思われる。 **【社会学】**　No.47・48 のどちらの問題も，人名と学説・用語の組み合わせで解けてしまう易問ばかりであった。No.47 のパーソナリティ・社会的性格に関する学説では見慣れないマルクスが出されていたが，その内容はM. ミードのものであることがすぐにわかったであろう。No.48 の近代・現代社会に関する問題では，Kマスターにないリオタールの名前が出ているが，リオタールの学説を知らなくても，本文の説明はバウマンの『リキッド・モダニティ』についてのものなので，すぐに間違いであることはわかったはずである。
43		労働の平均生産性	1	C	
44		我が国の労働経済の状況	3	C	
45		我が国の社会保障	2	A	
46		我が国の少子高齢化をめぐる状況	5	C	
47	社会学	パーソナリティや社会的性格	1	B	
48		近代・現代社会	2	C	

※　正答率（Ａ：60%以上，Ｂ：40%以上 60%未満，Ｃ：40%未満）は，ＬＥＣ公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（6/9 時点）に基づいて算出しています。
本成績診断のご利用方法等の詳細は，ＬＥＣ公務員 Web サイトの専用ページ（https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/）にてご案内しています。

0 001112 227330
KL22733

LEC東京リーガルマインド　公務員試験対策　複写・頒布を禁じます